補助対象者

次に掲げる事項のいずれにも該当する者

- (1) 熊本市内に事業所を有する者であって、次の各号のいずれかに該当する者であること。
 - ア 中小企業基本法 (昭和38年法律第154号) 第2条第1項に規定する 中小企業者
 - イ 中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)第3条 第1項各号に掲げる中小企業団体
 - ウ 医療法(昭和23年法律第205号)第39条に規定する医療法人
 - エ 法人税法(昭和43年法律第34号)第2条第6号に規定する公益法人 等及び第7号に規定する協同組合等
- (2) 市税の滞納がないこと。
- (3) 熊本市暴力団排除条例第2条第1号から第3号までの規定に該当しない者であること。

補助対象事業

次に掲げる事項のいずれにも該当する事業

- (1) 補助対象者が既に事業活動を営んでいる既設の事業所(熊本市内に存する ものに限る。)において使用している設備を省エネルギー設備に更新する事 業(以下この表において「更新事業」という。)であって、次に掲げるいず れかに該当するもの
 - ア LED照明器具(当該年度までに国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号。以下「グリーン購入法」という。)に基づく当該設備の判断基準に適合した設備又はこれと同等の性能を有すると認められる設備に限る。)に更新する事業。ただし、既設のLED照明器具の更新及び工事を伴わない管球のみの更新を除く。
 - イ 業務用エアコンディショナー、変圧器、業務用冷蔵庫、業務用冷凍庫、ショーケース及びモータ(エネルギーの使用合理化等に関する法律(昭和54年法律第49号)に基づく当該設備の性能の向上に関する製造事業者等の判断基準(以下「トップランナー基準」という。)を満たす設備(当該年度時点の判断基準を達成しているものに限る。)又はこれと同等の性能を有すると認められる設備に限る。)に更新する事業であること。
- (2) 補助金の交付の決定を受ける前に契約されておらず、かつ着工されたものでないこと。
- (3) 補助金の交付の申込みをした年度において、2月末までに事業(代金の支払を含む。)が完了する見込みがあること。
- (4) 導入する省エネルギー設備は、次の要件を全て満たすこと。
 - ア 更新前後で使用用途が同じであること。
 - イ 新品(未使用品)であること。
 - ウ 補助対象者が自ら所有するものであること (リースその他補助対象者に

	所有権がないものは対象外)。
	(5) 算定される補助額が20万円以上となること。
補助対象経費	更新事業により導入する省エネルギー設備の設備費用(設計費、運搬費、据付
	費、工事費その他諸経費及び配線、配管等の付属機器に係る費用並びに消費税・
	地方消費税相当額を控除した額)
補助額	補助対象経費に3分の1を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数が
	あるときは、これを切り捨てた額)。ただし、上限額は100万円、下限額は2
	0万円とする。
補助金の交付	交付申込書には、次に掲げる書類を添付すること。
申込時の添付	(1) 事業計画書 (様式第7号の別紙1)
書類	(2) 法人の場合は、商業登記又は法人登記の登記事項証明書(発行から3か
	月以内の現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書)※写し可
	(3) 個人事業主の場合は、税務署の受領印が押印された直近の確定申告書B
	の写し
	(4) 申込者の所在地(又は住所)と省エネルギー設備の設置場所が異なる場
	合は、申込者が設置場所において事業活動を営んでいることがわかる書類
	(5) 省エネルギー設備を導入する事業所の位置図
	(6) 事業所で使用している更新事業前の設備の設置状況及び型番が確認でき
	る写真(ただし、照明器具の更新の場合は設置状況が確認できる写真のみ
	(型番の写真は不要)。また、照明器具であって、同じ型番のものが複数あ
	る場合は、同一型番ごとに一つの写真で可。)
	(7) 事業所で使用している更新事業前の設備の設置場所を示した平面図(設
	備ごとに事業計画書(様式第7号の別紙1)と同一の番号を付したもの。)
	(8) 事業所で使用している更新事業前の設備の性能が確認できる書類(ただ
	し、照明器具の更新の場合は除く。)
	(9) 導入する省エネルギー設備の省エネルギー性能が補助対象事業の要件を
	満たすことを確認できる書類
	(10) 更新事業に係る見積書の写し(補助対象経費と補助対象外経費が明確に
	判別でき、かつ、導入する省エネルギー設備の製品名・型番がわかるもの)
	(11) 市税の滞納がないことの証明書(熊本市長が証明した書類で、発行から3
	か月以内のもの)※写し可
	(12) 役員名簿兼誓約書(様式第21号)(補助対象者が個人事業主である場合
	を除く。)
	(13) その他市長が必要と認める書類
その他の交付	(1) 交付申込書及び添付書類は、郵送により提出すること。
要件	(2) 補助金は、交付申込書の先着順に審査し、交付決定をする。ただし、同日
	に到達した申込みのうち交付決定の要件を満たすものが複数ある場合であっ
	て、予算枠の都合によりその一部に限って交付決定をせざるを得ないときは、
	当該交付決定の要件を満たす申込みのうちから、抽選により交付決定をする。

(3) 過去にこの補助金の交付を受けて省エネルギー設備に更新したことがある者であって、省エネルギー設備に係る法定耐用年数の期間を経過していない者(市長の承認を受けて財産処分をした場合を除く。)は、同一の設備の種類に係る省エネルギー設備について補助金の交付の申込みをすることができないこととする。